

## 自主基準制度運用委員会規約

### (目的)

第1条 この規約は、道路運送車両法の遵守を目的として、主に自動車用盗難発生警報装置(以下警報装置)の性能確保のため、国土交通省の定める「道路運送車両法 保安基準第43条の5盗難発生警報装置ならびに保安基準第11条の2第3項のイモビライザ」の技術基準適合品であるか否かにつき試験を行い、消費者の保護に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 本委員会の名称は「自主基準制度運用委員会」とする。

### (組織)

第3条 本協議会の会員は、全国自動車用品工業会(略称 JAAMA 以下全自用工)、から選出された14名以内の会員で構成する。

2. 本委員会の会員の互選により委員長1名、副委員長1名を定める。
3. 委員長は本委員会を総括し、副委員長は委員長を補佐する。

### (任期)

第4条 委員長の任期は2年とする。

### (協議会の招集)

第5条 本委員会は委員長が必要と認めるとき又は会員過半数の要請があったときこれを招集する。

### (定足数)

第6条 本委員会は会員の過半数出席をもって有効とする。  
なお、代理出席は会員と同一扱いとする。

### (議事)

第7条 本委員会は主に自動車盗難発生警報装置およびイモビライザの登録制度及び運営に関する事項を決定する。また、必要に応じて自主基準の運営に関する決定を行うものとする。

- a. 試験申請の内容及び申請方法に関する事項
- b. 登録等に関する事項
- c. 試験料等に関する事項
- d. その他必要事項

### (事務局)

第8条 本委員会の事務局を全自用工内に置き事務は構成団体が司る。

附 則

- 第 09 条 本委員会の運営に関する細部事項は別にこれを定める。
- 第 10 条 本規約は必要に応じて委員会の承認を経て改訂できるものとする。
- 第11条 本規約は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。  
平成 17 年 9 月 21 日一部改訂。  
平成 17 年 12 月 10 日一部改訂。  
平成 18 年 4 月 6 日一部改訂。